



世田谷

区議会だより

No. 30

10/15

発行 昭和46年10月15日
発行所 世田谷区世田谷四丁目21-27
世田谷区議会事務局(422)0111
郵便番号 154
発行人 事務局長 大場啓二

都市防災と再開発

地震問題の都市開発へ与える影響

村上 處直

現在、地震問題をきっかけとして都市の防災問題に大きな関心が払われるようになった。われわれが生活している環境は、公害をはじめ日常的に起こっている災害現象の中にも、何かひとつ菌車が狂うと大変な事態になる気配が感じられる。それは、われわれの周囲にあるものは、個々の施設単位でみた場合、たしかに安全に対する配慮もなされているが、それらがまとまった都市空間という一つの大きなまとまりでみた場合、はたしてどうなるかという疑問と不安である。都市防災とは、どのように都市的スケールでみた場合の災害に対処する考え方である。

今日、われわれは都市においていろいろな建設行為を行ない、都市空間の高度利用を行なおうとしている。しかし都市防災的観点からすると今日の都市開発では単位空間当たりの施設量が増えれば、それだけ空間の災害発生の可能性が増大するという結果を招いている。それは今日の都市開発の考え方が、あまりにも施設建設一辺倒であるからであろう。たしかに今日の都市は諸施設が不足しており、何か建設すれば非常に効果がある。そのため建設の効果が明確でないものは、たとえたいせつなものであっても造られない。また効果ばかりに目を奪われて、それがもたらすマ

イナスの効果が十分に検討されることは少ない。今日の社会では経済効果の小さなものは無視され切り捨てられてしまっている。しかし人間にとって都市とはなんであるか。ほんとうに人間が生活するのにふさわしい都市社会はどのようなものであるべきであろうか。われわれが見えるもの、目だつもの、カッコいいものにあまりにも心を奪われてはいないだろうか。すなわち経済効果の高い施設建設のみでは解決できないたいせつなものを、都市の中に生み出していく努力に欠けているわけである。

今日の都市は、いったん地震のような大規模な災害に見舞われたと考えると、住民の生命の安全が保証できない構造形態となっている。今日の技術は、高度な空間利用のために用いられながら、それがもたらす都市総体としての位置づけを持たないで特定の局面で発達しすぎており、結果的に都市空間の危険を高めてしまっている。空間の高度利用には、それに見合った新しい技術体系が必要である。都市防災的観点に立つて再開発を考えると、

地震のような異常災害に対しても安全なものである必要がある、あらゆる側面から根源的な問いかけが必要となってくる。すなわち防災再開発は今までの開発行為の延長線上にあるのではなく、新しい立場に立ったものである。それは今日の開発行為のように目だつ部分、かせげる部分というようなポジティブな部分のみにお金を投ずるのでなく、目だたないがたいせつな部分すなわちネガティブな部分にも十分にお金と頭脳を投ずる開発行為でなくてはならない。ネガティブな部分とは空間とか環境の実体そのものであり人間の生きていく部分であり、ポジティブな部分とは物的施設であり、それは人間が生活する器を形成するにすぎないものである。都市防災における再開発は器づくりというポジティブな面だけでなく器のあらゆる機能的な面のうち最もプリミティブな安全性が問われているわけである。そのことからあらゆるネガティブな側面の根源的問いかけが始まり、これからの新しい都市開発の発芽とたまるのではなからうか。



むらかみ・すみなを

防災都市計画研究所長
東大研究員／都市工学

世田谷の都市改造をめぐる論議は盛んだ。一方、用途地域規制の方針も打ち出された。住民の協働で都市改造の方途が、後手に回ることを示されてはいいが、写真三軒巻屋交差点付近で



準公選条例香決

佐野区長四選

区長選任問題をめぐって

写真：区長選任をめぐり議場のヤマ場となった9月10日日本会議、区長の席は空であった

選任の経過と選任制度

9月6日から始まった第三回定例会の中心議題は、9月10日で任期を終える佐野区長の後任を決める、区長選任問題であった。

おおざっぱにその経過をたどると、次のとおりである。

まず、本会議第二日目の9月7日、区長候補者決定に関する条例案いわゆる区長準公選条例案が、社会、共産、公明、民社の野党四派共同提案により提案された。そして、この条例案を審査するため、準公選条例審査特別委が設置された。

特別委は、9日、10日の両日、大ぜいの傍聴者の見守るなかで審議にあたり、10日には、学者・評論家を招いて意見を聞いた。条例案は、10日の特別委で、自民、無所属が反対したため、九対十の僅差で否決となったが、11日の本会議でも、賛成二十五反対二十九で否決された。

また、11日には、与党自民党から佐野前区長を区長候補者とする議案が提案され、賛成多数で可決した。続いて都知事の同意を得た17日、同じく自民党発議、賛成多数で佐野区長を選任した。この二議案に対し、野党四派は反対、無所属は賛成であった。

準公選条例案にふれる前に、区長選任制度について簡単に説明しておく。昭和27年の地方自治法改正により、特別区の区長は、区議会が都知事の同意を得て選任することになった。選任の

仕方は、まず議会が「区長候補者」を決める、次に「区長候補者」について都知事に同意を求める、都知事が同意すると正式に「区長」として選任する、以上のようになっている。

区長公選実現への一里塚

つまり、特別区の住民は、一般の市町村の住民とは違って、自分たちの首長を直接選ぶ権利を持っていない。したがって、このように法律が改正されようとした当時から二十二年間、各特別区の区議会は住民といっしょに区長公選を呼び続けてきた。だが、議会各派そして二三区一体となつての運動にもかかわらず、区長公選は実現するにいたらなかった。

さて、こうした事情を背景に提案された区長準公選条例の内容は、だいた次のとおりである。①「区長候補者」に立候補した者について区民投票を行ない、その結果を尊重して議会が「区長候補者」を決める。②議会に特別委員会を設け、立候補の受付や区民投票の管理など、いわば選挙管理委員的な役目をさせる。③区民投票は、通常、区長の任期が切れる三十日前に行なう（死亡、失職などの場合は別、なお今回に限り条例公布の日から四十日以内に行なう）。

また、この条例案提案の趣旨は、われわれ議員は区長の選任権まで住民から委任されてはいないし、現行地方自治法も「区長候補者」をどのような形で決めるかまでは規定していない、し

たがって、現行法のわくの中て知恵を働かせ、首長公選という住民自治の最低の権利を区民に保証するところにある、この条例を制定することが区長公選実現への一里塚となる、と説明された。なお、実施の細目は条例が施行され特別委員会が充足してから考えていくことである。所要経費は約二千六百万円前後と見込んであるということであった。

実施の方法に難点

二日間わたる委員会審議では、自民・無所属から批判的な見解が投げかけられ、活発な論議が展開された。

まず、区民投票の効果と議会の選任権の関係が問題となった。つまり、区民投票の結果第一位の人物を区長候補者としなければならぬのであれば、実質的に議会の選任権は侵されるし、得票順位にとらわれずに議会が自由に候補者を決めるといふことであれば、この条例制定の意義が失われるという疑問が示された。これに対して提案者側は、投票結果に拘束されないといい、解釈もありうるが、区民の自由な意思を正確に反映して区長候補者を決定するのがこの条例の目的であるから、第一位の人物を候補者とするのが当然であるし、このことが選任権を侵すことにはならないと述べた。だが、自民党は、両者の関係は矛盾するという見解を曲げなかった。

つぎに、こういうことまで議会が法案、制定し、執行するのは権限を越えていないかという指摘があった。提案者側は、議会の調査権を住民の立場に立って発動するまでで、合法的なものであると主張し、一方自民党は、違法性が強く、住民から監査請求が出された場合に対抗できないとし、両者の解釈は並行線をたどった。

また、区民投票をはたして公正に運営できるかという疑問も示されたが、実施の細目は条例施行後の特別委員会にゆだねるといふことで、この点は十分に解明されなかった。ただ、自民・無所属は、公職選挙法と同じシステムでやるとしても、法律ほどの拘束力もなしに行なうことは危険であるとして

（前ページからのつづき）

- （八）（番地先）
- 日照権に関する請願（等々力地区）
- 区立幼稚園の建設に関する請願（上野賀地域）
- 子供の遊び場に関する請願
- 子丸の新設促進に関する請願（玉川野毛町公園）
- 区立幼稚園の建設に関する請願
- 区立幼稚園の増設促進に関する請願
- 区立池之上小学校校舎改築に関する請願
- 区立精神障害児通級教室設置に関する請願
- 区立緑丘中学校校舎一部改築に関する請願
- 希望丘周辺に小学校新設のための請願
- 野毛公園にプール及びローラースケート場兼施設に関する請願
- 小田急線北沢高架化促進に関する陳情四件
- 小田急電鉄指山工事に対する高架推進に関する陳情
- 歩道設置に関する請願（環状八号線、目黒通交差点）
- 交通規制並びに交通安全施設に関する請願（東玉川二丁目四一、四番道路）
- 交通安全対策に関する請願（池尻二丁目五先道路）
- 一方通行指定に対する反対の陳情（桜上水三丁目六番一五号、四丁目三五番地先）
- 祖師谷駅周辺道路に小田急バス運行復活に関する請願
- 環状八号線安全横断に関する請願（修五、崎塚）
- 交通規制と交通安全施設に関する請願（東玉川二丁目四一、四番道路）
- 区立自動車駐留場設置の請願

いる。さらに、かりに有権者の四分の一前後という低投票率を招いた場合にどう判断すればよいかという疑問も示された。

総じて、自民・無所属は、違法性が濃く実施上も難点のある準公選方式をいまここで進めることは、区長空白という事態は避けられないし、区長公選運動にかえてマイナスイメージ、現行法を守って空白をおかずに区長を選出し、事務事業の拡充、財政権・人事権の確立と並行しての区長公選運動を積極的に進めることが住民サービスだ、と強調した。一方、提案者側の野党四派は、区長候補者の政見を区民に伝えることもなしに議会内の特定政党の力で区長を選ぶことのほうが不合理、非民主的である、若干の区長空白があっても、民主的に区長を選ばず準公選条例に同調してこそ区長公選運動に対する積極的な姿勢と評価されると反論した。

以上、基本的な問題にふれた論議だけをのぞいたが、このような審議の末、前述の経過で区長準公選条例は否決となった。なお一方で、住民直接請求になる区長準公選条例が準備されており、十月初旬にはこれを審議する臨時会が開かれる見込みである。

住民パワーを

自治権拡充運動に

「区長は区民の投票で選ばう」、「今年こそは財政権を確立しよう」、「保健所行政だけでも区でやるべきだ」……

昭和27年に地方自治法が改正され、区長が現在の「議会が都知事の同意を得て選任する」方法になつてから、およそ二十年にもなる。この間、区議会では、「区長公選制」、「財政権の確立」、「事務事業の移管」を三本の柱に自治権拡充を目的として運動してきた。

自治権拡充運動に住民参加を

——特選委員会審議経過——

6月7日 特選委員会が推進体となり、自治権拡充運動を住民とともに進めることとし、当面の活動として、研究会と他区との活動状況を視察することにした。

7月6日 講師を招いて早急に研究会を開くこと、実態調査は、渋谷、中野の両区に決めた。

7月16日 二十三区中、唯一の自治権確立の住民組織を結成している渋谷区の活動を調査。

7月19日 現在、区長の準公選運動を進めている中野区議会を調査。

7月26日 東大助教井出嘉憲氏を招き、大都市制度と第十四次地方制度

改選後の議会では、特別区制調査特別委員会（略称「特選委員会」）を中心にこの問題を議会内だけの運動でなく、住民の参加により大きく盛り上げていくことにした。その具体的活動として、

7月に「大都市制度と地方自治」について講演会、8月は、「自治権を広げる世田谷区民の会」設立準備会を、さらに9月には、一般区民と「区長公選への対話集会」を開いた。

調査会答申を中心に講演と懇談を行なった。

7月30日 渋谷区と中野区の実態調査について意見の交換をした。

8月9日 住民組織をつくり、自治権拡充運動を前進させることに各委員の意見が一致。この問題を議会全体の意見とするため、議長に申し入れ、各党幹事長会にはかるように要請。また、具体案を作成する小委員会の設置を決めた。

8月16日 住民組織設立に幹事長会で原則的に賛意を得たので、小委員を選出。小委員構成は、委員長（社会）、副委員長二名（自民）のほか、自民二名、社会、共産、公明、民社各一名の九名の委員。

8月23日 小委員会の具体案を検討して、次のとおり開催することを決定した。

●住民組織をつくるため、仮称「自治権を広げる世田谷区民の会」設立準備会を8月28日（土）に開く。招請者は、区内にある十四団体と政党関係（別表）。小委員会を事務局とし、事務作業を進める。

仮称「自治権を広げる世田谷区民の会」設立準備会招請者

●医療関係	世田谷区医師会
●環境衛生関係	世田谷区環境衛生協会
●教育関係	世田谷区立小学校PTA連合協議会 世田谷区立中学校PTA連合協議会 世田谷区サークル連絡会 世田谷区婦人団体連絡協議会 世田谷区西町連合会
●社会教育関係	世田谷区西町連合会
●産業関係	協業業協同組合
●農業関係	世田谷区体育連盟
●体育関係	世田谷区体育連盟
●町会・自治会関係	世田谷区町会連合会
●福祉関係	世田谷区福祉地区社会福祉協議会 世田谷地区労働組合協議会 世田谷区民労組協議会
●労働関係	東京都労働組合連合会世田谷地区委員会 自由民主党、日本社会党、日本共産党、公明党、民社党
●政党関係	

●住民組織とは別に、区長の選任時期（現区長は9月10日に任期満了）でもあり、「区長公選への対話集会」を9月5日（日）に行なう。この集會を区民に周知させるため、区内のおもな団体に案内状で呼びかける。また、チラシを印刷し、全議員が駅頭で配布する。集會はパネルディスプレイ形式で行ない、各政党代表者が解答にあたる。費用はすべて政党と議員が負担。

準公選方式をめぐる活発な議論

——「区長公選への対話集会」——

自治権拡充運動の一本の柱「区長公選制」を実現するため、区民との対話集會が、区議会議員団主催で9月5日（日）午後一時から駒沢小学校講堂で行なわれた。翌6日からの区長選任議案をひかえていることもあり、一般区民一五六人が参加した。

区議会事務局から会の進め方と自治権拡充運動の経過および現状が説明されたあと、國學院大学高木延作教授から特別区制度と区長選任方法の経過、現在の選任方法の欠点などの講演があった。ついで、パネルディスプレイの形で、司会者から出された「区長公選運動を今後どのように進めるか」

なぜもっと早く住民組織を

——仮称「自治権を広げる世田谷区民の会」設立準備会——

住民組織をつくり、区民とともに自治権を広げるための仮称「自治権を広げる世田谷区民の会」設立準備会は、8月28日（土）午後一時半から区立厚生会館で開かれた。準備会には招請した世田谷区医師会をはじめ九団体の代表と政党関係者など十八名が出席した。

区議会議員のあいさつのもと、区議会における現在までの活動経過、住民組織設立にいたった概要が特選委員長から説明され、懇談にはいった。

出席者からは、超党派の運動でありながら、なぜ自治権が拡充できないのか、区議会は何をしていたのだ、どうしてもっと早く呼びかけがなされなかったか、区長の選任時期と関係があるのか等の質疑があったが、時期的にも区民のもっとも関心のあるときでもあり、住民組織の設立には全員が賛成であった。区議会としては、この集會が、一時的なものでなく引き続き運動できる組織として、第十五次地方制度調査会にむけて活動させたい、各団体の意見等も調整して、共通の目的で区民と議会がいっしょに自治権を広げる世田谷独自の運動とするとの答弁で、出席者全員が発起人（準備委員）となることになった。なお、今回欠席した団体にも再度呼びかけをして、近日中に二回目の準備会をもつこととした。

という提案について、各政党代表者の政策が次のように発表された。

自民党 区長の公選制は賛成である。ただ、今回の区長選任問題とは、切り離して討論してもらいたい。公選への過程として、準公選方式には反対だ。この方式は公選制実現運動にブレーキをかけるおそれがある。財政権や人事権の確立と同時に区長公選制にならなければ自治権拡充とは言えない。区長公選だけでは精神的な満足だけだ。社会党 公選制と今回の選任問題は別ではない。現行方式は憲法違反である。選任方法の一つとして準公選方式があるのだ。自民党が法律改正を積極的に運動すればいいはずだ。共産党 区長公選は民主主義の根本問



集會への参加を呼びかける議員



区長公選への対話集会

私の史跡散歩 ②

三軒茶屋 真井九郎

三軒茶屋に区のバイロット・プランがあるという。東京の交通渋滞を一手に引き受けているようなこの三叉路に、首都高速道路三号線、東急の地下鉄線などが走ると、文字どおり三位一体の激しい交通路線の要衝となる。

そこで、防災上の見地から側面的な道路や軒並みの整理を行なうのが「水先案内」的建設プランというわけだが、きつしり詰まっているこの地域の整備改革は大変なことであろう。中世から近世にかけて農業、産業の神様として人々の信仰を集めた丹沢の大山阿夫利神社へ向う大山街道は、三軒茶屋から世田谷区役所方面への道路で、人の往来も多く、旅人

たちは三叉路の三軒の休み茶屋で休息した。

渋谷方向から来てふたまたのまん中にあつたのが信楽、大山道寄りに田中屋、玉川通り（国道二四六号）方面に角屋があつたと古書に記されている。

旅人たちは茶屋に寄って酒や弁当をつかい、口伝えで三軒茶屋の名前を有名にしたが、そのころののんびりムードがうらやましい。

明治のなかごろからこの付近一帯に続々と軍事施設が移され、軍人、軍属、その家族も住みつき、世田谷に「兵隊屋敷」「兵隊村」のニックネームがついた。

玉川電車が明治40年渋谷道玄坂と三軒茶屋間の道路上を走ったが、はじめのころは、運賃五銭がもつたのではないと、この間を歩いていく人が多かったとか。今昔の感ひとしおである。

題である。区民は選挙の権利を奪われた。国会で自治大臣は、「自民党はただ全部が公選制に賛成していない」と答えている。各政党が賛成しても実現しないのは、財界とも関係している政府自民党に問題がある。住民組織により、区民と協力して下から勝ちとるほかない。

公明党 住民組織をつくり、運動を盛り上げていく。準公選運動も、自民党をのぞく超党派で推進してゆきたい。区民投票により区長を選任すべきだ。また、自民党とも話し合つて公選制を実現する。

民社党 議会内だけの運動では、これ以上進歩はみられない。区民も含めて運動すべきだ。準公選方式は公選にならざるステップになる。公選制にできるだけ近づけるためには、多少の問題点もあるが、やむを得ない。

続いて区民との対話になり、区民からは、準公選方式にした場合、経費はどのくらいかかるか、住民運動をどういう形で組織するのか、なせもっと早

また延びた新玉川線の開通

完成は順調に進んでも四年後

新玉川線の昭和48年秋開通が絶望的になり、議会の憤激をかっている。

7月19日の交通・公害対策委に東急電鉄などの関係者を招き、新玉川線工事の進みぐあいを聞いたところ、東急は次のように説明した。

第一期工事の大橋一駒沢間は一部シールド工事を残し、年内には完成する。残り部分の第二期工事の着工月日はまだはっきりしたことは言えない。当初予定した48年10月完成には間に合わない。地下鉄十一号線（渋谷・幡ヶ町間）の完成予定の50年春ごろにあわせて完成させたい。渋谷駅の建設は技術上問題もあるので営団と協議して決める。

東急は、三年前に委員会で48年秋の完成を確約していた。だから、この説明は委員会にとってまったく寝耳に水であった。そこで、委員会では、どこで予定が狂ったのか、技術面でできないというが資金面で苦しいからではな

く住民との対話をしなかったのか、自民党支持者の区民でさえ準公選方式に賛成の署名をしているのに、どうして自民党は反対なのか、公選制を賛成していながら実現しないのは、自民党内の意思統一がされていないのではないのか等の質問が出された。直接請求が提出されたら、議会で慎重に審議されたい、区民は区長に何回依頼しても面会できないため、なじみがない、公選制になれば、区長は区民に近づけるのではないかと、ぜひ超党派で努力されたい等の意見も出された。これらの討論に対して、高木教授から、議会がこのような対話集会をする機会是非常に少なく、それだけに意義がある。最近、自治権拡充運動は、大きく進歩してきており、今まで考えられないような準公選方式が真剣に考えられてきている。そのため、政治的にも選挙に勝てる人、区民に選ばれるような区長を、政党間で選任するよう努力すべきだ。住民が参加することで大きく前進する」との講評があり、三時間にわたる集会を終えた。

いか、渋谷駅や第二期工事の着工予定期間はどのくらいかかるのだ、などの疑問が出た。これに対し東急側は、一時は独自でも予定どおり完成させる考えたが、渋谷駅は地形も悪く簡単にできない、資金は心配ない、期間は第二期工事が二年半、駅は三年かかり、48年秋ごろ着工予定だとの答弁だった。さらに、委員会では、三年もかかるのであればなぜ45年に着工しなかったか、昨年に工期が遅れることがわかっていながら議会に連絡しなかったのはどういうわけか、しかも営団とはまだ協議していないらしく、地下鉄十一号線の完成予定が両方で食い違っている、ときびしく追及した。

玉川線が姿を消して二年半、その後区民は新玉川線の完成を一日も早く待ち望んでいる。このあと、委員会では東急へ直接出向き、重ねて早期完成を要望したが事態は進展していない。

代表質問

積極的な公害・防災対策を



— 自民党 —

質問 総合計画は行政施設の建設をおもな内容としている。だが、区民は増大する公害や災害に不安をいだき、区が積極的な姿勢で対策を立てるよう期待している。未整備地区の再開発、過密地域の防災などに腕組みしてないで、権限・財源の制約を越えても区独自の立場で取り組み。

区長 権限を越えることはできない。区の権限は規制されているし、財源上も都区財政調整のわく内ではかやれないが、法の趣旨を最大限に生かす努力をしている。当面は、総合計画の実現と健康都市の推進をはかりたい。

助役 区画整理は区独自でできるが、再開発は困難だ。密集市街地区開発の構想は練っている。町なみを直し災害対策にあたる。

質問 多様化している住民要求に対処するには、機能的、弾力性のある行政機構でなければならない。そのためには、管理職層の自己開発、区長・職員のコミュニケーションを密にし、住民サービスに向けて職員の能力をフルに発揮させよ。

区長 人事権を持っていないところに根本原因がある。まずそのカベを打ち破る努力をする。職員の提案や意向の取り上げ方が不十分であったとは思っている。

反住民的な区長の姿勢



— 社会党 —

質問 特別区は、大都市行政の一体化のために必要な権限を都に移しただけで、基礎的地方公共団体であることに変わりはない。区長公選を奪っている現行区長選任制度に対し、最高裁は、特別区は基礎的地方公共団体ではないとして合憲判決を下した。最高裁の判決は普通の常識では納得できない。法律家としての区長の見解は。

区長 現行制度は究極的には合憲となったが、その点についてこれ以上論議の必要はない。現行制度は評価するが区長公選が圧倒的な世論であるし、民主主義の理念、原則からも好ましくない。区長公選を早く実現したほうが効果的だと思う。

質問 区長は、昭和34年就任の際、公僕精神に徹する、区政のルールを守る、議会を尊重するなどを政治姿勢として掲げた。だが区長は、住民の生活環境を破壊する道路計画を導入し、住民との対話不要論を唱えるなど反住民的姿勢が目だつ。同じ姿勢が、議会軽視となって表われている。このような姿勢での長期にわたる区政担当は、傲慢になり便宜化を招く。区長の所信を問う。

区長 人間尊重を基本に、全体の奉仕者としての公僕精神をもって区政を担当してきた。議場での討論が本筋で、住民との対話は補充作用にすぎない。住民が区政の主人公であるから、住民参加ということは理解できない。

過去の三期は、第一期が思索、第二期が建設、第三期が計画の段階であった。第四期では、画龍点睛を打ちたい。

大資本優先の町づくりを正せ



— 共産党 —

質問 奥沢センタービルは、当初にわが党が指摘したとおり失敗したが、区の指導・助成にも問題があった。この責任は区長が負うべきではないか。

区長 奥沢センタービルの実情は遺憾に思うが、区長の責任ということはあたらぬ。都と救済策を検討中で、解決の見通しはある。

質問 二子玉川駅周辺は、大資本のしたいほうだいの町づくりが行なわれ、区が助成した希望丘には公害産業が導入される。住民は、公害と環境破壊にあえぎ、今後の再開発に不安を持っている。大資本優先の姿勢を改め、住民参加を基本にした、住民のいのちとくらしを守る町づくりに取り組み。

区長 公害について住民調査の結果、ないとする答が半分以上あった。環境は他区に比べてよいほうだ。今後も緑の保存に努力する。住民参加の手法と程度が問題。抽象論では検討材料にな

らない。

質問 都は、人間尊重、生活優先を基礎とした用途地域指定替えの基本方針案を発表した。試案作成にあたり、住民の意見をどう取り上げるか。

助役 47年3月までに構想のわくを作らる。なんらかの形で住民と接触する機会を持つことになろう。

老人対策に本腰を入れよ



— 公明党 —

質問 区の老人対策は片手間だ。対策部門の強化と老人の実態把握に努めよ。そして、老人クラブへの助成金増額、ふじみ荘へのバス運行改善、一人暮らし老人の招待、区独自の敬老金支給、寝たきり老人への見舞金、介護員制度の実施と老人相談員制度の受入れ、老人への内職あっせん、カウンセラーの確立など、老人をたいせつにする施策を打ち出せ。

区長 老人対策にはいち早く手をそめ施設の面では出色している。本来は国が措置すべきだが、財源の許すかぎり法外援護を強化する。できるだけ助成金の増額をはかるが、その他の提案は検討する。

質問 水害常襲地帯の中小河川の護岸策はどうか。五・五財未済の末梢都道の区移管をはかれ、側溝の蓋は鉄板にしてはどうか。私道整備は全額助成し、土木職員を増員せよ。

助役 丸子川は近い将来全線改修される。谷沢川、烏山川は川床を下げる。末梢都道は区道としたいが、都と建設

省の間の事務的な手続きが済んでいない。鉄板は単価が高いし、タワミや騒音という難点もある。私道整備助成は全額助成している場合もある。技術職員は依然求人難が実情だ。

区長四選は弊害ないか



— 民社党 —

質問 区長四選は今後の世田谷区政に一抹の不安をもたらす。長期間の区政担当は、トップの固定化・新鮮な発想、意欲の阻害を招き、大衆は魅力を失う。四選を目ざす区長の見解はどうか。

区長 過去三期十二年間は、あつと言ふ間に過ぎ去った。私は老齢化していない。新しい施策を次々に打ち出している。

質問 烏山小跡地利用計画は役所的発想が先行し、十分な準備と検討がなされていない。民間人・学者が参加した検討機関で練った上での実施が望ましい姿だ。計画変更を考えているか。

区長・助役 再検討の時期だ。住民サイドにたち、計画の練り直し、時間をかけ実施する。住民とコミュニケーションをもつための、プロジェクトチームの編成を検討中だ。

質問 総合計画は施設計画を主体としているが、非施設の施策、とくに福祉計画は不十分ではないか。福祉指標をつくり、福祉政策を指標に照合する努力と実施の考えはあるか。

助役 総合計画のなかではなく、物的な面とは切り離して、将来の長期的展望をたてるべきだろう。



ひとり暮らしの老人宅で身のまわりの世話をする老人家庭奉仕員

一般質問

区長も自治権奪回の先頭に立て
出張所区域は再編成の時期

区長 自治権拡充の運動は、住民参加の展開が向け、新しい局面を迎えた。区長も運動の先陣に立て(無所属)。

区長 議会側の運動には敬意を払う。積極的に取り組みたい。

質問 現行法を守り、空白なしに区長を選任するのが議会の責務だ。区長空白はどういう形で区政にマイナスとなるか(自民)。

助役 区長不在では責任を持った行政執行ができないし、区民にめいわくがかかる。空白は避けたい方がいい。

質問 住居表示が完了した時点で、学区再編、出張所区域のアンバランス是正に着手せよ(社会)。

区民部長 アンバランスの事実は認める、検討している段階だ。

質問 震災対策は、執行機関、区議会が一体となり万全を期すべきだ(公明)。

区長 都で震災予防条例が制定される見込みだ。区もこれに基づき強化する。

質問 二十三号台風による丸子川出水の被害は、区の水門のあけ遅れが原因被害世帯に補償をすべきだ(無所属)。

土木部長 若干の遅れもあったが、これだけが原因ではない。

質問 区職員の宿直は廃止せよ、これによって住民サービスが低下するとは思わない(社会)。

総務部長 いますぐには廃止できない。

三軒茶屋再開発は住民の立場で
公共施設の建設は慎重に

質問 奥沢ビル事業は、計画の当初から失敗する要因があった。四十一年に中小企業事業団からの融資決定前に、なぜ工事開始をしたのか(社会)。

質問 祖師谷小の日照問題は設計変更という事態で和解となった。これは住民から陳情が出され、議会内で主張されていたものだ。区は、公共のための権利行使であれば私権を犯しても良いとする考えはあらためよ(社会)。

区長 簡単な設計変更で解決する問題が、仮処分まで発展したことは遺憾だ。今後は十分気をつける。

質問 三軒茶屋の町づくり計画は、住民を追い出すことなく生活環境を改善することが重点、その点が明確でないし説明会の持ち方も不安(共産)。

道路は災害に対処できない、広場とか公園道路を計画に盛り込め(無所属)。

助役 区の考えは災害対策としての道路構築が重点。関係住民への周知方法は、順次考えていく。

質問 区は独自の建築技術の開発研究機関を持って(無所属)。

建築部長 無理だ。建築学会等の発表に留意していく。

小田急は地下化が住民の要求
交通規制は現状に即して

質問 東松原駅から羽根木通り一方通行路は、環七を目前に複雑をきわめている。これは周辺道路など実情を考慮したうえでの最善の方策なのか。規制標識もわかりやすいものを使用してほしい。区交通安全係の窓口を充実させ区民の交通相談に応じよ(社会)。

土木部長 交通規制の主役は、一方通行だ。指摘の道路は警察と協議する。

区の窓口は将来において充実させたい。

質問 給田を通過して三鷹に至る道路のガードレールは、内側に電柱があるため自転車、乳母車が通れず危険な状態だ。他の道路も調査して改善が必要だ(社会)。

土木部長 都道であるため連絡する。他にも同様な危険箇所があるので、総点検に着手したところだ。

質問 小田急線は住民の強い地下化の要望が出ているにもかかわらず、高架複線化計画を打ち出した。これは私鉄の営利第一主義の現われだ。政府等が強制買収し、都営化にすることが最善と考える(共産)。

区長 現状は地下と高架二通りの意見



谷沢川床下げ工事(中町小学校付近)

が出て、都で検討中と聞いている。いずれにせよ企業家は利益本位やソロバン勘定めきで企画すべきだ。

保育園建設に積極的姿勢を示せ
一人暮らし老人に電話を

質問 ことしの保育所入所申請は三三四人、このうち一二人が未措置の状態だ。区は現状の建設計画を必要に応じた計画に変更せよ。零歳児保育にも力を入れよ(自民)。

助役 用地の関係、私立保育園との地獄のかみ合いなどで苦慮している。

質問 区内には七〇歳以上の老人が二万四千人で、そのうち一四二一人が一人暮らし老人という。区はこれら老人世帯の緊急時にそなえて電話の無料貸付をできないか、また介護ホームへ無料一泊招待など具体的老人対策に取り組んでもらいたい(共産)。

厚生部長 区において電話センターの設置は無理だ。無料招待は公衆浴場組合との関連もあり困難だ。

質問 福祉会館の利用を高めるため、使用時間の延長、婦人利用者にも無料制を取り入れよ(共産)。

区民部長 無料化については検討する。時間延長は人手不足で無理だ。

質問 区民の不時の入金に供するため、かけこみ資金制度の確立をせよ(共産)。

厚生部長 少額の貸付金のため回収不能が予想される。地域的に窓口数の問題もあり積極的考えはない。

質問 重症精薄児は、なんらの施策なしで家庭に放置されている現状だ。心障者施設ひまわり荘の精薄グループ「子ぶたの会」に援助をせよ(社会)。

厚生部長 区には専門職員もいない。

国、都の段階で考えるべき問題だ。

特殊学級の施設充実をはかれ
社会教育に創意工夫を

質問 自閉症児、難聴児などへの対策は早く手を打ち、独立校にしたほうが効果的だ。幼稚園を含めた区立養護学校設置の構想はないか(自民)。

都立青鳥学校に小学部・幼稚部設置を(社会)。

特殊学級併設教職員の待遇は特別な配慮を(自民)。

教育長 独立校がよいか併設がよいかは研究する必要がある。現在の内容を充実し、その積み重ねに立って構想を持ちたい。青鳥学校は都に要望する。職員については善処の方法を考える。

質問 文部省の教育課程改訂は、従来の自主的クラブ活動を管理してしまうものだ。また対外試合に付き添う教員の身分保障をはかれ(共産)。

教育長 検討段階と聞く。付き添い教員については都に要望する。

質問 教員のカウンセリング講習の発展充実をはかれ(無所属)。

教育長 充実させていく。

質問 学校の粗大ゴミ処理は、区独自の処理方法が必要だ(社会)。

教育長 各校のゴミ処理予算の使用を調査し、実情把握のうえ検討する。

質問 生涯教育の必要性が高まってきている中で、区の社会教育行政のあり方は再検討の時期にきている。教育の機会を広めるための区施設の高度利用、学習内容などに創意工夫が求められるがどう考えているか(自民)。

教育長 区民の多彩な要求に対応し、組織的系統的な考えで進めてゆく。いまは総合文化センターの完成を待つ。



写真：烏山高源院弁天池

世田谷区は多摩丘陵の裾にひろがるなだらかな武蔵野台地にある。台地面は、多摩川からの大小河川によって、樹枝状に侵食され、そのために丘や谷の起伏ができています。その崖下からはかつて数多くの泉がわいていた。その自然の姿は今ではほとんど消えてしまったが、いくつかの「世田谷の泉」はまだ残っていた。

地名のいわれのようなところきはないが、等々力不動の滝がその一つである。二条の滝水は谷沢川に流れ、等々力溪谷として区内の名所になっている。大蔵遺跡が発見された大蔵団地の中にも泉がある。この水はすぐ近くの溝に

流れてしまいが、子どもたちの絶好の遊び場になっている。また、烏山二十六カ寺の中に、「こがものくる池」として知られる高源院の弁天池がある。この池も泉からできた池で、今まで枯れたことがない。この泉は烏山川の水源の一つとなっており、以前は近辺の田圃をうるおしていた。同じ湧水池で、かつては水田用水に利用され仙川に流れていた祖師谷の釣鐘池は、現在はほとんど枯れてしまい昔の面影はみられない。

水はちょうど空気と同じように、私たちの生活に一刻も欠かすことのできないものである。私たちの先祖はその

水を求めて、川や湖のほとりに住みつき、生活をした。付近の大地を掘ればたいいてい水がにじみ出てきたからである。いくら水を汲みあげても、そのころは適当にバランスがとれて枯れることはなかった。それゆえ「湯水を使うがごとく」とのたとえどおり、いくらでも自由に水を使うことができた。

都市の発達と水は不可分の関係にある。東京の水をかえりみると、そのバランスは五百年前の江戸という町ができてはやくもくずれている。そのため徳川家康は大久保主水に命じて神田上水をつくらせた。その後、玉川上水の完成により明治まで東京の水は保たれた。ところが、無計画なまま都市化してきたため、深刻な水不足をきたした。昭和40年の武蔵水路の完成により、多摩川と江戸川だけであった東京の給水源は、遠く利根川にまでその水路をのばさざるを得なくなりました。しかも、今でも数多くの井戸が利用されている。

世田谷には、昭和45年に区が水質検査をしたものだけでも、三八六一の井戸がある。同じ年に都が周辺七区の水質を検査した結果、世田谷区の飲用不適率は、実に七二・八割もあった。その

う)の自己本位的な反対のため、捨て場の数を減らすことのないよう、再検討された。

(奥沢六丁目三二―二 青島 清二)

●東京都清掃局から、家庭から出る一般のゴミは、ふたのあるゴミ容器に入れて出してください。取り扱われるようお願いします。容器以外の紙袋等で出されると、雨に打たれて袋が破れたり、大・ねこに食い荒らされたりしてゴミが路上に散らばり、美観上ばかりでなく、悪臭を放ち、こん虫が発生する等衛生上の問題にもなります。かりにゴミ専用の丈夫な紙袋に統一できたとしても、袋代として一回十円ぐらいの費用がかかります。

容器にはいらない大型ゴミについては、粗大ゴミ収集と呼んで集めています。ゴミを前日から出されず、そこが不法投棄に悪用されたら、交通上の支障になったり、時には放火される危険もあります。ぜひ一定の日に出すようお願いいたします。なお、粗大ゴミ収集については、種々の問題を発生しており、現在の方法でよく検討中です。ゴミについての具体的なことについては、管内(奥沢は玉川)の清掃事務所までおかけください。

の原因はすべて下水、し尿、汚水など都市排水によるものである。

生活用だけに利用されてきた井戸は近年、工業用水やビル用水として無為策なまま使われているために、地盤沈下という公害をもたらした。この無気味な東京の地盤沈下は下町から山の手住宅街に広がりつつあり、都技術土木研究所の昨年の調査では二三区五四軒が沈んでおり、世田谷を含む比較的堅い山手台地も沈下地帯の仲間入りする可能性は十分あるという(「朝日新聞」1975年10月15日)。現在では新しく井戸は掘れなくなりましたが、それでも都内で一日、一五〇トの地下水が汲み上げられている。この破壊はすでにどうにも手が打てない状態である。

泉は清水ともいう。汚れてしまった水は泉ではない。きれいな水だからこそ価値がある。

都会の公園はあまりにも人工的である。花壇にしても、噴水や広場なども自然がまったくない。せめて自然のままに工夫した滝や泉をつくり、都会人の憩と休息の場を与えてもらいたい。と同時に、残されている泉を枯らさないように保護するのも、私たちの使命ではないだろうか。

■前号記事の訂正

八ページ「公害に蝕まれる木」の記事中、「白南風」のふりがな「しろなえ」は、「しらほえ」の誤記です。おわびして訂正いたします。

編集後記

○ふだんの会議では理事者側を鋭く追及する野党側が、準公選条例審議では提案者として自民党からやつぎばやの質問を浴び苦笑い、めったに見られない一コマでした。

○住民直接請求による準公選条例案は10月初旬の臨時会で審議する予定。結果は次号でお知らせします。

○11月には、昭和四十五年度決算の審査を中心に、ことし最後の定例会が開かれます。傍聴や請願の手続きについての問合せは区議会事務局(内線五九〇―五九八)まで。

ひろば

ゴミ処理への提案

捨てる側の無責任な捨て方が掃除する側に迷惑を及ぼしていることは明らかであるが、だからといって、捨て方をあまりきびしくすると常識的な捨て方をしている者が困る。小ゴミについて、ポリバケツに入

区議会だより、または区政全般に対するご意見、ご要望をお寄せください。
あて先
〒154 世田谷区世田谷四丁目二―17
世田谷区議会事務局

れて捨てることになっているそうだが、厨介はポリ袋で、雑小物は紙袋に納めて捨ててもよいようにしてほしい。バケツを出したり持ち帰ったりするのはわずらわしいし、夕刻まで放置しておくとなくなったたり付近の家から苦情を言われることがある。

粗大ゴミについて、二カ月に一回の収集はいかにも不便ではあるが、当面、捨ててよい場所を早く知らせしてほしい。また、指定の場所をできるだけ多くし、回収の前夜に捨ててよいようにする。

なお、ゴミ処理については、町会を当局と住民との間に介入・パイプ役をさせないこと。町会は、ややもすると公式論をタテに住民の不便を無視し、当局側の立場で代弁するおそれがある。総じて、集積場所の付近の家(たいていは公道沿いと思